

令和元年（ワ）第172号，令和2年（ワ）第216号 違法行為差止請求事件

原告 和田廣治ほか7名

被告 久和進ほか3名

## 第1 1 準備書面

2021年3月16日

富山地方裁判所 民事合議C係 御中

原告ら訴訟代理人弁護士 岩淵正明



ほか

### 第1 福島第一原発事故発生から10年後の現状

1 福島第一原発事故が発生した2011年3月11日から10年が経過した。

しかし、メルトダウンで溶け落ちた核燃料（デブリ）の取り出しが、手つかずのままである。国及び東京電力のロードマップでは、2051年までに廃炉を完了するとしているが、日本原子力学会の廃炉検討委員会の宮野廣委員長は、デブリを取り出すだけで20年はかかり、そこから廃炉まで30～40年かかると指摘する。同委員会が2020年7月に公表した報告書は、福島第一原発の敷地を再利用するには、デブリを全て取り出した時点から起算して、100年～300年かかると想定している。

デブリの冷却や地下水の流入により発生した放射性汚染水は、120万トンを超え、現在も1日約140トンが発生している。現在設置されている汚染水タンクの容量は、137万トンで、2022年秋にも満杯になる可能性がある。しかし、現時点での汚染水の処分方針すら決定できていない状況である。

2 帰還困難区域（放射線量が非常に高いレベルにあることから、バリケードなど物理的な防護措置を実施し、避難を求めている区域）は、現在もなお7市町村にまたがって残り、その面積は約337km<sup>2</sup>に及んでいる。

東日本大震災により岩手県、宮城県及び福島県の多くの住民が避難したが、

被災地の復興により避難者数は次第に減少した。しかし、2021年2月8日現在、岩手県の県外避難者数は914人、宮城県は3677人であるのに対し、福島県は2万8505人と多くの住民が現在もなお避難生活を余儀なくされている状況である。

地震や津波により壊滅的な被害を受けた農地や漁港はほとんど復旧し、岩手県及び宮城県の農業産出額は、2018年時点では震災前を上回る程度にまで回復したが、福島県は、震災前を下回る状況が続いている。特に福島第一原発周辺の12市町村では、震災前のおよそ3割にとどまり、農業者に対する意向調査でも、半数以上が農業再開の意向がない、または再開は未定だと答えている。そして、水産業に対する影響は、より深刻であり、福島県沖の沿岸漁業や海面養殖については、出荷制限が2020年にすべて解除されたものの、水揚げ量は、震災前の僅か17%にとどまっている。

東日本大震災で被災した岩手、宮城、福島3県の計42市町村の首長に行った河北新報社のアンケートによれば、復興の進み具合を数値で示す「復興度」を「90%以上」と考える割合が全体の約6割に上ったにもかかわらず、福島県では過半数が「30~70%」と回答し、福島第一原発事故の影響の深刻さが浮き彫りになっている。

3 以上のとおり、福島第一原発事故発生から10年が経過したが、一つの「節目」として振り返れるような状況ではなく、未だ事故及び被害が収束したとは到底いえない状況が続いている。

## 第2 「想定外」は許されないこと

1 東日本大震災では、「想定外」という言葉が繰り返された。東日本大震災を引き起こした東北地方太平洋沖地震の規模は、マグニチュード9.0で、日本の観測史上最大である。また、津波の高さも、約40mで、日本の観測史上最大である。

そして、同じように福島第一原発事故についても、「想定外」という言葉が繰

り返された。東京電力の清水正孝社長は、「想定を大きく超える津波だった」と発言した。福島第一原発を襲った津波と同程度の高さの津波が襲来する可能性が事故発生前に指摘されていたことが明らかとなっているが、この点は措くとしても、福島第一原発事故は、本当に「想定外」の事故であったといえるのだろうか。

原発の重大事故は、福島第一原発事故前にも、スリーマイル島原発事故及び Chernobyl 原発事故が発生していた。Chernobyl 原発事故は、福島第一原発事故の何倍もの被害をもたらしたが、当時のソ連の管理体制の杜撰さや原子炉の欠陥がフォーカスされ、日本の原発では重大事故は起こらないものとされた。日本は、世界に類を見ない程の地震・津波大国であるが、原子力安全委員会の委員であった石橋克彦神戸大学名誉教授の「原発震災」の警鐘も響くことなく、原発を稼働させ続けた結果、福島第一原発事故が発生した。

2 翻って、仮に、本件原発が再稼働され、重大事故が発生した場合、「想定外」という言葉が再び繰り返されるのであろうか。

多くの者にとって答えは、「否」であり、重大事故の発生は、「想定内」であったと述べられるであろう。私たちは、福島第一原発事故を目の当たりにした結果、原発の重大事故が発生し得るものであり、とりわけ地震・津波大国である日本においては、その可能性はいっそう高いものであることを認識した。福島第一原発事故では 3 基の原発で重大事故が発生しているから、日本では 50 年に 1 回重大事故が発生する計算となり、これは、50 基の原発が稼働した場合、10 年に 1 回重大事故が発生する計算となる。本件原発で重大事故が発生した場合に、「想定外」と述べるのは、被告らを含めた本件原発の再稼働に加担した者らぐらいであり、福島第一原発事故を目の当たりにし、合理的な想像力を持った大多数の者にとっては「想定内」の出来事である。

3 被告らは、事故発生から 10 年を経過してもなお事故が収束していない現実を直視し、10 年以上も苦しみ続けている被災者に思いを寄せることがあるの

であろうか。

福島第一原発事故が発生したにもかかわらず、本件原発を再稼働させた結果、重大事故が発生した場合、「想定外」という言葉が免罪符とならないことを理解しているのであろうか。

福島第一原発事故で明らかになった原発事故被害の深刻さを踏まえれば、原発の重大事故は万が一にも発生させてはならないものであり、「想定外」という言い訳は許されない。そして、福島第一原発事故を経験した現在において、原発の重大事故はおよそ起こり得ないという考えは採り得ないし、まして地震・津波大国、加えて火山大国でもある日本の原発ではなおさらであり、この観点からも「想定外」は許されない。

確かに、被告らは、地震学、工学等の専門家ではなく、取締役としてこれらに関する専門的知見を有することまで求められるものではないが、上記のとおり、福島第一原発事故が発生したという現実を踏まえれば、再稼働に消極方向の情報や社外の専門家、公的機関等の意見についても、客観的な資料に基づき、より慎重に検討することが求められる（原告ら第8準備書面）。

それにもかかわらず、被告らは、再稼働ありきの杜撰な経営判断を行い、何ら慎重な検討を行わないまま、本件原発の再稼働に向けた訴状記載の行為を行い、これらに伴う膨大な支出を垂れ流している。

本件原発における重大事故発生可能性の有無の検討にあたっては、改めて福島第一原発事故という現実を直視し、「想定外」は許されないという考え方の下、判断される必要がある。

以上